

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	<p>建設部公園緑地課 (指定管理者：公益財団法人富山市ファミリーパーク公社) (指定管理施設：富山市ファミリーパーク)</p>
意 見	<p>現在、富山市ファミリーパークでは、富山市ファミリーパーク条例施行規則に基づく減免の他、孫とおでかけ支援事業やベビーボックスプレゼントなどの市の施策に係る減免を数多く行っている。 今回の出資団体等監査において、富山市ファミリーパーク条例施行規則第4条第1項に関して、「富山市ファミリーパークの入園料減免について<ガイドライン>」を確認したが、少なくとも平成22年以降見直された形跡はなく、ガイドラインで定めていない減免を行った事例も見受けられた。 減免に相当する負担は公費で補うものであり、減免は特例的な措置として適用を限定するものであることから、他の類似施設等も参考に、今一度、減免が適用できる範囲を整理し、減免基準や減免額について検討されたい。</p>
回 答	<p>令和6年3月31日までに富山市ファミリーパーク条例施行規則の一部改正および富山市ファミリーパーク入園料等の減免取扱要綱を策定し、減免基準や減免額を明確にします。</p>